

暗号資産取引サービス利用約款  
新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第10条 (省略)</p> <p>第11条 (暗号資産取引の約定に係る金銭の払出／暗号資産の引渡し等)</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. (省略)</p> <p>3. 前項の暗号資産の送付 (移転) にあたり、お客様は当社に対し、当社が別途指定する①送付先として当該暗号資産を受け取る者 (以下、「受取人」といいます。) に関する情報、及び②当社が当該暗号資産の移転に関するリスク評価を行うために必要な情報、<u>並びに外国為替及び外国貿易法、その関連法令及びガイドラインの規定に従い取得が求められる情報 (当該暗号資産の送付 (移転) の目的を含みますが、これに限りません。)</u> をそれぞれ提供するものとします。当社は、お客様からこれらの情報を提供いただけない場合、当該暗号資産の送付 (移転) を行わないものとします。</p> <p>4. (省略)</p> <p>第12条～第26条 (省略)</p>	<p>第1条～第10条 (省略)</p> <p>第11条 (暗号資産取引の約定に係る金銭の払出／暗号資産の引渡し等)</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. (省略)</p> <p>3. 前項の暗号資産の送付 (移転) にあたり、お客様は当社に対し、当社が別途指定する①送付先として当該暗号資産を受け取る者 (以下、「受取人」といいます。) に関する情報、及び②当社が当該暗号資産の移転に関するリスク評価を行うために必要な情報、をそれぞれ提供するものとします。当社は、お客様からこれらの情報を提供いただけない場合、当該暗号資産の送付 (移転) を行わないものとします。</p> <p>4. (省略)</p> <p>第12条～第26条 (省略)</p>

2021年9月13日 制定

2022年3月31日 改定

2022年9月30日 改定

2021年9月13日 制定

2022年3月31日 改定